

6 監第 28 号
令和6年8月28日

伊根町長 吉本秀樹様

伊根町監査委員 森下 繁之 

伊根町監査委員 和田 義清 

令和5年度経営健全化の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度経営健全化の審査を実施したので、その結果を意見を付して報告します。

令和5年度 簡易水道特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

伊根町監査基準に基づき、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成され、その数値は正確であると認められる。

記

(単位：%)

比率名	経営健全化 基 準	令和5年度	令和4年度	令和3年度
資金不足比率	20.00	—	—	—

(2) 個別意見

資金不足比率について

令和5年度も、平成20年度から同様に実質的な資金不足はなく、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和5年度 下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

伊根町監査基準に基づき、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成され、その数値は正確であると認められる。

記

(単位：%)

比率名	経営健全化 基 準	令和5年度	令和4年度	令和3年度
資金不足比率	20.00	—	—	—

(2) 個別意見

資金不足比率について

令和5年度も、平成20年度から同様に実質的な資金不足はなく、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。